

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年7月3日（令和7年（行情）諮問第753号）

答申日：令和8年3月25日（令和7年度（行情）答申第1062号）

事件名：保存期間を1年未満とする行政文書の廃棄が公表されていない理由が分かる文書の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年4月1日付け防官文第8427号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

文書の特定に誤りがある。

特定された文書は、「保存期間を1年未満とする行政文書の廃棄が『こちらに公表』されていない理由」を何一つ説明していない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、令和7年4月1日付け防官文第8427号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「文書の特定に誤りがある」としているが、本件開示請求に該当する文書として本件対象文書を特定したものであり、文書の特定に誤りはない。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年7月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月15日 審議
- ④ 令和8年3月18日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、開示請求文言及び添付資料から、防衛省ウェブサイト上の「防衛省行政文書管理規則第17条第7項各号に該当しないものであって、保存期間1年未満文書として廃棄した場合は、同規則第25条第5項に基づきこちらに公表します。」との記載について、公表されていない理由が分かる文書の開示を求めているものと解し、当該公表に係る根拠が規定されている本件対象文書を特定した。

なお、当該公表は、同規則17条7項各号に該当しないものであって、保存期間1年未満の行政文書として、廃棄した場合に行われるものであるところ、当該廃棄を行っていないことから、公表はしていない。

イ 本件対象文書の外に本件開示請求に係る行政文書は作成・保有していない。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件開示請求文言を踏まえて本件対象文書を特定したものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記(1)ア及びイ並びに上記第3の2の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記(1)ウの探索状況を踏まえると、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められ

ず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙

### 1 本件請求文書

保存期間を1年未満とする行政文書の廃棄が「こちらに公表」されていない理由が分かる文書の全て。【裏面をご参照下さい】

### 2 本件対象文書

根拠「防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）第25条」